

(3) 介護保険の周辺サービス

●訪問指導事業

保健師・管理栄養士・歯科衛生士等が訪問して、本人や家族の健康に関する相談に応じます。

【内 容】

- 健康・栄養・歯・こころの健康などに関する健康管理上の相談・助言
- 生活習慣病の予防について
- 介護予防等について など

●健康相談事業

保健師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士等が、健康・栄養・歯（口腔内）・運動に関する相談に応じます。

【内 容】

- 健康に関すること（日常の健康管理、こころの健康、健康づくり、体力づくりなど）
- 介護予防等について
- 栄養や食事に関すること
- 口の中、歯、義歯の手入れと管理について など

【相談と申込み】 ◎三次市福祉保健部 健康推進課 TEL (0824) 6 2 - 6 2 5 7
健康推進係 FAX (0824) 6 2 - 6 3 8 2
◎各支所 保健師（裏表紙参照）

●トレーニング拠点定期指導

元気な体づくりのため、マシンを使って安全なトレーニングが自主的に行えるよう、利用方法などの指導を行います。

【対象者】中学生以上（ただし、中高生は保護者または指導者同伴のみ利用可能）
三次市甲奴健康づくりセンターゆげんきでは、同伴なしでも利用可能。

【ところ】地域の保健センターなどトレーニング室のある公共施設

【内 容】定期的に各会場に指導者が出向き、来所された方に、トレーニングマシンの使い方等の指導を行います。事前の申し込みは必要ありません。

【その他】各施設の施設利用料が必要です。

【問い合わせ先】 ◎三次市福祉保健部 健康推進課 TEL (0824) 6 2 - 6 2 5 7
健康推進係 FAX (0824) 6 2 - 6 3 8 2
◎各支所 保健師（裏表紙参照）

●配食サービス

自立した在宅生活のために、利用することが適切であると認められる高齢者のみ世帯等に、栄養に配慮した食事を提供します。

【対象者】

三次市に住所を有し、心身機能の低下により、買物や調理、食事の支度が困難であると判断された、次のいずれかに該当する在宅の方

- ① おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
- ② 65歳以上のみの世帯もしくはこれに準ずる世帯に属する65歳以上の方
- ③ 身体等に障害のある方



【内 容】

(1) 配食サービス

1日1食(主食及び副食)とし、利用者一人あたり週5日以内の利用ができます。

(2) 配達の際に、高齢者等の安否を確認します。

【利用者負担】

1食 740円 (賄材料調理費の実費相当)

※第1段階～第3段階に該当する方は、負担額が軽減されます。

利用者負担段階		1食あたりの利用者負担額
第1段階	・ 市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受けている方 ・ 生活保護を受けている方	400円
第2段階	・ 市民税非課税世帯で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方	500円
第3段階	・ 市民税非課税世帯で利用者負担第2段階に該当しない方	600円

【利用者の認定】

申請内容に基づき評価を行い、サービスの要否・利用回数等を決定します。

【相談と申込み】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145

高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

◎各支所 地域づくり係(裏表紙参照)

◎各地区民生委員(55～58頁参照)

●介護用品購入助成事業

介護用品を購入する際に利用可能な助成券を交付することで、重度の介護を要する高齢者等を在宅で介護している方の負担を軽減します。

【対象者】

次のすべての要件にあてはまる要介護者と同居し、現に介護している市民税非課税世帯に属する方

【要介護者の要件】

- ①市内に住所を有する方で、介護用品を必要とする状態にある在宅の方
- ②介護保険の要介護4または要介護5と認定された方
- ③市民税非課税世帯に属する方

【交付する助成券】

- ・助成券の金額は、1枚あたり3,500円です。
- ・1会計年度、要介護者1人につき84,000円（24枚）が上限です。
- ・助成券は1か月につき2枚、交付申請のあった月からその年度の末日までの月数分を交付します。

【対象用品】

- ・成人用紙おむつ／尿とりパッド／使い捨て手袋／清拭剤／ドライシャンプー／使い捨てぬれタオル／口腔ケアスポンジ／口腔ケアシート／介護用シーツ／介護用シート

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285
- ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）
- ◎各地区民生委員（55～58頁参照）

●生活管理指導短期宿泊事業

老人福祉施設に短期間宿泊し、日常生活に対する指導と支援を行うことで、要介護状態への進行を予防します。

【対象者】

三次市に住所を有するおおむね65歳以上の在宅の方で、生活習慣の指導が必要であり、家族の援助を受けることができない方（介護保険の認定者を除く。）

【内 容】

養護老人ホーム等で一時的に6日以内宿泊し、指導を受けることができます。

【利用者負担】

1日あたり 1,730円

【利用者の認定】

職員等が訪問調査して、その結果に基づき利用の可否、利用日数等を決定します。

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285
- ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

●緊急通報システム事業

緊急時に消防署へボタンひとつで連絡できる通報装置を給付します。

【対象者】

三次市に住所を有する在宅の方で、身体が虚弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある、①～③のいずれかの要件にあてはまる方

- ①おおむね65歳以上のひとり暮らしの方
- ②おおむね65歳以上の寝たきりの方またはこれに準ずると認められる方のかかえる高齢者のみの世帯
- ③身体障害者手帳1級から3級の交付を受けているひとり暮らしの方

【利用者負担】

生計中心者の所得税課税状況等により負担額は異なります。詳しくはお問い合わせください。

【利用者の認定】

申請書の内容を審査し、給付の可否を決定します。機器の確保に期間を要する場合、審査を保留する可能性があります。

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285
- ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）
- ◎各地区民生委員（55～58頁参照）

●高齢者等見守り隊事業

日常生活において見守りが必要な在宅高齢者等を、巡回相談員・協力員等が訪問などをし、高齢者等の一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう支援しています。

【対象者】

三次市に住所を有する在宅の方で、次のいずれかの要件にあてはまる方

- ①日常生活において見守りが必要な75歳以上の方
- ②その他日常生活において見守りが必要な特段の事情がある75歳未満の方

【内 容】

巡回相談員・協力員等がおおむね月1回訪問などにより、安否の確認を行い、生活、身上等に関する相談をお受けします。

【利用者負担】

無 料

【問い合わせ先】

- ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285
- ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）
- ◎各地区民生委員（55～58頁参照）

●認知症高齢者等生活援助事業

在宅で認知症の高齢者等を介護している世帯へホームヘルパーを派遣し、介護者にかわり見守りを行い、介護者の負担を軽減します。

【対象者】

次のいずれかの要件にあてはまる認知症の高齢者等を介護している方

【要介護者の要件】

- ①三次市に住所を有する在宅の方で、介護認定審査における主治医意見書において、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上である満65歳以上の方
- ②三次市に住所を有する在宅の方で、医師から若年性認知症または認知症との診断を受けた満40歳以上の方

【内 容】

- (1) 介護者不在時の見守り
 - (2) 介護者が在宅中であっても見守りができない場合の見守り
- ※週2回以内、1回あたり4時間以内の利用となります。

【利用者負担】

無 料

【利用者の認定】

申請書の内容を審査して、その結果に基づき利用の可否・利用回数等を決定します。

【相談と申込み】

- ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
 高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285
 ◎各支所 地域づくり係（裏表紙参照）

●認知症高齢者をかかえる家族支援事業

認知症高齢者やその家族の方へ、同じような経験を持つ者が認知症に対する知識や技術の面だけでなく精神面も含めて支援します。

【対象者】 市内に住所を有する認知症高齢者やその家族の方

【内 容】 ・交流集会の開催 ・電話や訪問による相談
 ・認知症サポーター活動支援 ・若年性認知症相談

【相談の受付】

相談内容	相談日	相談時間	対応する者	相談方法
認知症の知識 介護方法など あらゆる相談	随時	8時30分 ～17時	三次市認知症の人と 家族の会	電話、面接、手紙のいずれも可。 必要に応じ直接訪問し相談等 にお応えします。
連 絡 先	社会福祉団体事務局 三次市認知症の人と家族の会 三次市十日市東三丁目14-1 TEL・FAX 兼用 (0824) 63-5680			

※この事業は三次市が「三次市認知症の人と家族の会」に委託して実施しています。

【問い合わせ先】

- ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
 高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

●認知症高齢者等保護情報共有事業

認知症の症状により行方不明となるおそれのある高齢者等を在宅で介護される場合に、見守りシールを衣服や持ち物に貼付することで、行方不明時の早期発見、保護を図り、介護者等の負担を軽減します。



←見守りシール（見本）
※二次元コードを読み取ると
説明動画が流れます。

【対象者】

次のいずれかの要件にあてはまる方

- ①市内に住所を有し、認知症の症状があるおおむね65歳以上の在宅の方
 - ②市内に住所を有し、医師により若年性認知症と診断された在宅の方
- ※①または②の方を介護している方も申請できます。

【内容】

初期導入時に、見守りシールを30枚お渡しします。

※見守りシールとは、認知症高齢者等のニックネームや身体的特徴の情報が登録された二次元コードのついた耐洗ラベルまたは蓄光シールのこと。

【利用者負担】

無 料

※見守りシールを追加でご希望される場合は、実費負担となります。

【問い合わせ先】

◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高年齢福祉係 FAX (0824) 62-6285

●成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者の方の成年後見制度の利用を支援します。

成年後見制度の後見開始等審判についての市長申し立て

【内 容】

認知症高齢者、知的障害者および精神障害者で身寄りがいない方または虐待を受けている方が、成年後見制度を利用するための申し立てを市長が行います。

【対象者】

市内に住所を有する方、または住所は市外で三次市が措置等を行っている方で次のいずれかに該当する方

- ①配偶者および二親等内の親族が存在しない、または音信不通の状況にあり、かつ認知症、知的障害または精神障害の状態にあるために、理解・判断能力が乏しく、日常生活を営むのに支障がある方
- ②認知症、知的障害または精神障害の状態にあるために、理解・判断能力が乏しく、親族から虐待を受けている方

成年後見制度の利用支援

【内 容】

経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方が成年後見制度を利用する場合、その費用（申し立てに要する費用、成年後見人等に対する報酬）について支援します。

【対象者】

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- ①生活保護受給者
- ②成年後見制度利用に係る費用の支援を受けなければ利用が困難な方

成年後見制度とは

認知症や知的障害、精神障害等で判断力が不十分な方のために家庭裁判所が適任と認める方を成年後見人等を選任し、本人の権利や財産を守り保護・支援する制度です。

<成年後見人等の仕事>

- ・介護サービス利用契約、施設入所契約、医療契約等について代理権を行使します。
- ・本人の財産を管理します。

【問い合わせ先】 ◎三次市福祉保健部 高齢者福祉課 TEL (0824) 62-6145
高齢者福祉係 FAX (0824) 62-6285

(4) 介護保険以外の施設サービス

●小規模共同生活型施設

●自立支援型グループホーム

特別養護老人ホームの退所者や家庭環境等により在宅で生活することが困難な方が、少人数により家庭的な雰囲気の中で共同生活を行う施設です。

施設名	住 所	電話番号	相談と申込み
十日市慈照園	十日市南四丁目5-5	(0824)62-5566	直接、施設に申し込んでください。

●あんしんリビング

市内に住所を有し、在宅で自立した生活をするうえで、日常生活に支援を必要とする高齢者や障害者の方が、安心して共同生活を行う施設です。

施設名	住 所	電話番号	相談と申込み
作木あんしんリビング	作木町香淀655	(0824)55-3388	直接、施設に申し込んでください。